

広島市告示第90号

平成27年3月4日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

施術者	施術所		業務の種類	廃止年月日
	名称	所在地		
中島 広観	バンダ接骨鍼灸院 中山院	広島市東区中山東二丁目1-14	柔道整備	平成27年 1月23日
佐藤 友則	トリム広島 整骨院	広島市南区段原南二丁目3-28AKビル502	柔道整備	平成26年 12月31日
高橋 秀典	バンダ接骨鍼灸院	広島市安佐南区緑井三丁目2-3-102	柔道整備	平成26年 12月1日
和田 洋, 和 田 雅 美, 宇 都宮 良貴, 高橋 秀典	バンダ接骨鍼灸院	広島市安佐北区可部七丁目1-29	柔道整備	平成27年 2月6日

広島市告示第91号

平成27年3月4日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

施術者	施術所		業務の種類	指定年月日
	名称	所在地 (出張専門の場合は 施術者の住所)		
中島 広観, 高木 和也	バンダ接骨鍼灸院 中山院	広島市東区中山東二丁目1-14	柔道整備	平成27年 1月23日
宇都宮 良貴, 高橋 秀典	バンダ接骨鍼灸院 可部院	広島市安佐北区可部七丁目1-29	柔道整備	平成27年 2月6日
和田 太	バンダ接骨鍼灸院 五日市院	広島市佐伯区五日市駅前二丁目16-16	柔道整備	平成27年 2月6日

白川 孝司	— (出張 専門)	広島市中区舟入南四丁目8-20-201	あん摩・マッサージ	平成27年 2月1日
天間 正幸	— (出張 専門)	広島市西区高須二丁目6-32	あん摩・マッサージ	平成27年 2月1日
西川 明	— (出張 専門)	広島市安芸区畑賀町4089-2B-102	あん摩・マッサージ	平成27年 3月1日

広島市告示第92号

平成27年3月4日

広島市市営駐車場条例（昭和45年広島市条例第13号）第6条の規定に基づき、路上駐車場の休止を次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

1 休止する駐車場、区画数及び期間

駐車場名	区画数	休止する日時
広島市市営 中島町第二 駐車場	10台	平成27年3月21日（土）午後3時から 平成27年3月22日（日）午後6時まで

2 休止する理由

駐車場前面道路の反対側の隣接地における建物改修工事に伴い、駐車場前面道路を工事で使用し、駐車場としての利用ができなくなるため。

広島市告示第93号

平成27年3月5日

広島市屋外広告物条例（昭和54年広島市条例第65号）第12条第1項の規定により景観形成広告整備地区を指定し、及び同条第2項の規定により広告物景観形成指針を定めたので告示します。

広島市長 松井一實

1 景観形成広告整備地区

広島市景観条例（平成18年広島市条例第39号）第6条第2項の景観計画重点地区のうち、原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区、平和大通り沿道地区及び縮景園周辺地区並びに同条第1項の景観計画に定めるリバーフロント・シーフロント地区のエリア（原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区、平和大通り沿道地区及び縮景園周辺地区と重複する部分を除く。）

2 広告物景観形成指針

屋外広告物の掲出に関する基準（景観形成広告整備地区）

3 運用開始日

平成27年7月1日

広島市告示第94号

平成27年3月5日

平成27年度の路面復旧監督費の単価を別紙のとおり定める。

なお、この単価は、平成27年4月1日以後に申請を受理した道路の占用の許可又は工事の承認に基づき施工される掘削跡の復旧工事について適用する。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示第95号

平成27年3月5日

広島農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告します。

なお、変更後の広島農業振興地域整備計画書又はその写しは、広島市経済観光局農林水産部農政課、安佐南区役所農林建設部農林課、安佐北区役所農林建設部農林課、安芸区役所農林建設部農林課及び佐伯区役所農林建設部農林課において、下記のとおり一般に縦覧に供します。

広島市長 松井一實

記

縦覧日及び縦覧時間

日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日、8月6日及び12月29日から12月31日までを除き毎日午前8時30分から午後5時15分まで

広島市告示第96号

平成27年3月5日

広島市公印管理規則（昭和27年広島市規則第39号）第9条第1項及び第2項の規定に基づき、次の文書については、印影（電子計算機に記録したもの）を印刷することにより、公印の押なつに代えることを承認したので告示します。

広島市長 松井一實

文書名	印影を印刷する公印の名称
広島市下水道事業納入通知書	市長職務代理者印

広島市告示97号

平成27年3月6日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、介護扶助のための介護を担当する機関として、次に掲げる介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	指定年月日
広島福祉通所センター すてっぷ東雲	広島市南区東雲一丁目22-24	平成25年9月1日
ヘルパーステーション ころーれ	広島市西区草津梅が台11-6	平成26年12月1日
訪問看護ステーション ころーれ草津	広島市西区草津梅が台11-6	平成26年12月1日
介護相談室かがやき	広島市安佐南区西原四丁目35-21-403	平成26年1月1日
ふくしサービスセンター めーぶるネット	広島市安佐南区川内六丁目20-5	平成26年10月21日
訪問看護よりしま	広島市安佐南区祇園六丁目22-16	平成26年12月15日
ケアプランよりしま	広島市安佐南区祇園六丁目22-16	平成26年12月15日
一般社団法人きっかけサポートセンター であい	広島市安佐南区相田五丁目24-12-5	平成27年1月1日

広島市告示98号

平成27年3月6日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定により、次に掲げる指定介護機関からの事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

廃止年月日	事業所の名称	所在地	事業者（法人）の名称
平成25年8月31日	広島福祉通所センター すてっぷ東雲	広島市南区東雲一丁目7-22	株式会社広島福祉サービス
平成26年11月30日	ヘルパーステーション ころーれ	広島市西区草津梅が台10-1	医療法人社団更生会
平成26年11月30日	訪問看護ステーション ころーれ草津	広島市西区草津梅が台10-1	医療法人社団更生会
平成26年10月20日	ふくしサービスセンター めーぶるネット	広島市安佐南区緑井一丁目27-4-102	社団福祉法人グリーンコープ
平成26年12月14日	訪問看護よりしま	広島市安佐南区祇園二丁目44-6	医療法人ユア・メディック
平成26年12月14日	ケアプランよりしま	広島市安佐南区祇園二丁目44-6	医療法人ユア・メディック

広島市告示第99号

平成27年3月6日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中

国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	廃止年月日
原田病院	広島市中区広瀬町1-8	平成27年1月31日
中央公園歯科クリニック	広島市中区基町18-2-2	平成27年1月31日
もみじ眼科	広島市西区草津新町二丁目26-1	平成27年1月31日

広島市告示第100号

平成27年3月6日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	指定年月日 / 指定有効期限
原田病院	広島市中区広瀬町1-8	平成27年2月1日 平成33年1月31日
中央公園歯科クリニック	広島市中区基町18-2-2基町店舗202号	平成27年2月1日 平成33年1月31日
ルネッサンス出汐内科整形外科医院	広島市南区出汐一丁目3-3	平成26年11月1日 平成32年10月31日
もみじアイクリニック	広島市西区草津新町二丁目26-1	平成27年2月1日 平成33年1月31日
聖歯科クリニック	広島市安芸区矢野西一丁目32-11	平成27年3月1日 平成33年1月18日
川崎歯科医院	広島市佐伯区五月が丘一丁目22-18	平成27年2月1日 平成28年2月29日

広島市告示第101号

平成27年3月6日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から指定辞退の届出があったので、生活保護法第55条の3第3号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	辞退年月日
聖心矯正歯科	広島市西区己斐本町一丁目9-20 3F	平成27年2月9日

広島市告示第102号

平成27年3月6日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から再開の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	開設者	再開年月日
えぐさ内科クリニック	広島市南区向洋本町10-24	江草 嘉弘	平成27年3月1日

広島市告示第103号

平成27年3月6日

広島市公印管理規則（昭和27年広島市規則第39号）第9条第1項及び第2項の規定に基づき、次の文書については、印影（電子計算機に記録したものを印刷することにより、公印の押なつに代えることを承認したので告示します。

広島市長 松井一實

文書名	印影に使用する公印の名称
・保育所等入所承諾書 ・保育所等入所（利用）不承諾通知書 ・保育所等入所（利用）保留通知書 ・認定こども園等利用調整結果通知書 ・保育期間変更通知書 ・支給認定変更通知書（満3歳到達による変更認定）	福祉事務所長印

広島市告示第104号

平成27年3月9日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
広島市佐伯区石内北四丁目の5012番19及び5012番1の一部
- 開発面積  
16,982.33㎡

3 許可を受けた者の住所及び氏名  
 広島市中区舟入南一丁目1番18号  
 産興株式会社  
 代表取締役 石原 崇宏

4 検査済証交付年月日  
 平成27年3月9日

~~~~~  
**広島市告示第105号**  
 平成27年3月10日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

| 施術者       | 施術所                |                             | 業務の種類      | 指定年月日          |
|-----------|--------------------|-----------------------------|------------|----------------|
|           | 名称                 | 所在地<br>(出張專業の場合<br>は施術者の住所) |            |                |
| 下小城<br>康太 | 整骨鍼灸<br>モンジョ<br>ルノ | 広島市南区段原二<br>丁目7-13          | 柔道整復       | 平成27年1<br>月29日 |
| 舩崎<br>真透  | 整骨鍼灸<br>モンジョ<br>ルノ | 広島市南区段原二<br>丁目7-13          | はり・きゅ<br>う | 平成27年1<br>月29日 |

~~~~~  
**広島市告示第106号**  
 平成27年3月10日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 名 称 広島本通共同ビル・広島新天地共同ビル
  - 所在地 広島市中区本通10番1号、広島市中区新天地2番1号ほか
- 大規模小売店舗を設置する者  
 広島本通共同ビル所有者協議会 管理者 仁田 吉彦  
 広島県安芸郡府中町大須二丁目1番1号キリンビル株式会社中国支社内  
 広島市新天地共同ビル所有者協議会 理事長 長尾 吉将  
 広島市中区小町2番30号 第二有楽ビル内
- 変更事項  
 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 (変更前) 別紙1のとおり。

(変更後) 別紙2のとおり。

- 変更年月日  
 別紙1及び別紙2のとおり。
- 届出年月日  
 平成27年3月2日
- 届出書の縦覧場所
  - 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
 広島市経済観光局産業振興部商業振興課
  - 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号  
 広島市中区役所市民部政調課
- 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- 縦覧期間  
 平成27年3月10日から平成27年7月10日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。
- 縦覧のできる時間帯  
 午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出  
 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べるすることができます。

- 意見書の提出期限及び提出先
  - 提出期限 平成27年7月10日
  - 提出先

〒730-8586  
 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
 広島市経済観光局産業振興部商業振興課  
 別紙1・別紙2 略

~~~~~  
**広島市告示第107号**  
 平成27年3月10日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。  
 なお、関係台帳は、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において閲覧に供します。

広島市長 松井 一 實

~~~~~  
**広島市告示第108号**  
 平成27年3月10日

広島市市営駐車場条例（昭和45年広島市条例第13号）第6条の規定に基づき、路上駐車場の休止を次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

- 休止する駐車場、区画数及び期間



駐車場名	区画数	休止する日時
広島市市営中島町第二駐車場	10台	平成27年3月28日(土)午後6時から 平成27年3月30日(月)午前0時まで

2 休止する理由

駐車場前面道路の反対側の隣接地における建物改修工事に伴い、駐車場前面道路を工事で使用し、駐車場としての利用ができなくなるため。

広島市告示第109号

平成27年3月10日

広島市市営駐車場条例(昭和45年広島市条例第13号)第6条の規定に基づき、路上駐車場の休止を次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

1 休止する駐車場、区画数及び期間

駐車場名	区画数	休止する日時
広島市市営中島町第二駐車場	10台	平成27年4月4日(土)午後3時から平成27年4月5日(日)午前7時まで及び平成27年4月18日(土)午後3時から平成27年4月19日(日)午前7時まで

2 休止する理由

駐車場前面道路の反対側の隣接地における建物改修工事に伴い、駐車場前面道路を工事で使用し、駐車場としての利用ができなくなるため。

広島市告示第110号

平成27年3月11日

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置許可申請があったので、同法第8条4項の規定により一般廃棄物処理施設設置許可申請書及び生活環境影響調査書を次のとおり縦覧に供します。

広島市長 松井一實

1 申請内容

(1) 申請者

株式会社山陽レック 代表取締役 中川 明雄

(2) 一般廃棄物処理施設の設置の場所

広島市安佐北区大林町字人甲6番1

(3) 一般廃棄物処理施設の種類

焼却施設

(4) 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類

可燃ごみ、不燃ごみ

(5) 申請年月日

平成27年3月4日

2 縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号(広島市役所4階環境局施設部工務課)

(2) 広島市安佐北区可部四丁目13番13号(広島市安佐北区役所2階 市民部政調課)

(3) 広島市安佐北区大林町字人甲6番1(申請者の事務所)

3 縦覧の期間及び時間

平成27年3月11日から平成27年4月10日(ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。)までの午前8時30分から午後5時00分まで

4 意見書の提出

この一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、生活環境の保全上の見地からの意見書を次のとおり提出することができます。

(1) 提出期限

平成27年4月24日

(2) 提出先

広島市長(提出窓口:広島市環境局施設部工務課)

(3) 記載すべき事項(すべて日本語で記載してください。)

ア 提出者の氏名及び住所

イ 対象事業の名称(上記1(1)から(3)までの事項)

ウ 生活環境保全上の見地からの意見

広島市告示第111号

平成27年3月11日

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図面は、平成27年3月11日から同月25日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

整理番号	路線名	起点
		終点
16917	安佐北3区223号線	安佐北区三入一丁目2088番地3地先
		安佐北区可部九丁目106番地地先
16918	佐伯2区147号線	佐伯区五日市町大字中地字落合752番地地先
		佐伯区五日市町大字利松字中道797番地1地先
16919	佐伯2区148号線	佐伯区五日市町大字中地字落合745番地地先
		佐伯区五日市町大字中地字日ノ木153番地3地先

広島市告示第112号

平成27年3月11日

道路法(昭和27年法律第180号)第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定します。

その関係図面は、平成27年3月11日から同月25日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

整理番号	路線名	起点
		終点
16920	東5区193号線	東区二葉の里三丁目3番地2地先 東区二葉の里三丁目20番地地先
16921	南1区108号線	南区南蟹屋二丁目765番地1地先 南区南蟹屋二丁目735番地3地先
16922	西4区516号線	西区庚午南二丁目16番地4地先 西区庚午南二丁目15番地地先
16923	安佐南3区828号線	安佐南区山本一丁目105番地35地先 安佐南区山本四丁目122番地1地先
16924	安佐南3区829号線	安佐南区山本新町五丁目513番地1地先 安佐南区山本新町五丁目521番地13地先
16925	安佐南3区830号線	安佐南区山本新町五丁目512番地1地先 安佐南区山本新町五丁目521番地24地先
16926	安佐南3区831号線	安佐南区山本新町五丁目513番地1地先 安佐南区山本新町五丁目513番地1地先
16927	安佐南3区832号線	安佐南区山本新町五丁目514番地13地先 安佐南区山本新町五丁目512番地12地先
16928	安佐南3区833号線	安佐南区山本新町五丁目515番地22地先 安佐南区山本新町五丁目527番地13地先
16929	安佐南3区834号線	安佐南区山本新町五丁目516番地22地先 安佐南区山本新町五丁目526番地7地先
16930	安佐南3区835号線	安佐南区山本新町五丁目517番地22地先 安佐南区山本新町五丁目525番地15地先
16931	安佐南3区836号線	安佐南区山本新町五丁目514番地13地先 安佐南区山本新町五丁目524番地30地先
16932	安佐南3区837号線	安佐南区山本新町五丁目519番地22地先 安佐南区山本新町五丁目523番地30地先
16933	安佐南4区807号線	安佐南区伴中央二丁目3190番地1地先 安佐南区伴中央一丁目6000番地3地先
16934	安佐北2区1119号線	安佐北区深川七丁目1092番地4地先 安佐北区深川七丁目1116番地2地先

16935	安佐北2区1120号線	安佐北区口田南一丁目414番地21地先 安佐北区口田南一丁目414番地21地先
16936	安佐北3区223号線	安佐北区三入一丁目2088番地3地先 安佐北区可部町大字下町屋字叶木404番地1地先
16937	安佐北3区966号線	安佐北区亀山南三丁目855番地2地先 安佐北区亀山南三丁目855番地3地先
16938	安芸1区664号線	安芸区瀬野一丁目753番地11地先 安芸区瀬野一丁目753番地13地先
16939	安芸2区91号線	安芸区阿戸町字宮之郷2892番地1地先 安芸区阿戸町字松原6016番地2地先
16940	安芸4区409号線	安芸区矢野東三丁目7001番地22地先 安芸区矢野東三丁目7001番地32地先
16941	安芸4区410号線	安芸区矢野東七丁目931番地7地先 安芸区矢野東七丁目892番地3地先
16942	佐伯2区147号線	佐伯区八幡東一丁目335番地地先 佐伯区利松三丁目797番地1地先
16943	佐伯2区148号線	佐伯区八幡東二丁目749番地2地先 佐伯区八幡東二丁目759番地地先
16944	佐伯2区461号線	佐伯区八幡東一丁目394番地1地先 佐伯区八幡東一丁目153番地10地先
16945	佐伯2区462号線	佐伯区八幡東三丁目368番地1地先 佐伯区八幡東一丁目392番地1地先
16946	佐伯3区324号線	佐伯区屋代三丁目245番地13地先 佐伯区屋代三丁目245番地15地先
16947	佐伯4区554号線	佐伯区皆賀一丁目58番地1地先 佐伯区皆賀一丁目3番地232地先

~~~~~  
広島市告示第113号

平成27年3月11日

道路の区域を次のように決定したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、告示します。

その関係図面は、平成27年3月11日から同月25日まで広

広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

| 道路の種類 | 路線名        | 敷地の幅員                       | 敷地の延長          |
|-------|------------|-----------------------------|----------------|
| 市道    | 東5区193号線   | メートル<br>9.78<br>}<br>32.00  | メートル<br>233.30 |
| 市道    | 南1区108号線   | メートル<br>9.50<br>}<br>28.30  | メートル<br>138.40 |
| 市道    | 西4区516号線   | メートル<br>6.50<br>}<br>11.90  | メートル<br>41.80  |
| 市道    | 安佐南3区828号線 | メートル<br>11.80<br>}<br>13.65 | メートル<br>15.75  |
| 市道    | 安佐南3区829号線 | メートル<br>6.00<br>}<br>16.23  | メートル<br>524.23 |
| 市道    | 安佐南3区830号線 | メートル<br>6.00<br>}<br>13.26  | メートル<br>243.29 |
| 市道    | 安佐南3区831号線 | メートル<br>4.00                | メートル<br>15.98  |
| 市道    | 安佐南3区832号線 | メートル<br>6.00<br>}<br>13.19  | メートル<br>430.53 |
| 市道    | 安佐南3区833号線 | メートル<br>6.00<br>}<br>13.19  | メートル<br>284.52 |
| 市道    | 安佐南3区834号線 | メートル<br>6.00<br>}<br>13.34  | メートル<br>265.02 |
| 市道    | 安佐南3区835号線 | メートル<br>6.00<br>}<br>13.19  | メートル<br>284.51 |
| 市道    | 安佐南3区836号線 | メートル<br>6.00<br>}<br>13.30  | メートル<br>308.71 |
| 市道    | 安佐南3区837号線 | メートル<br>6.00<br>}<br>17.25  | メートル<br>255.80 |
| 市道    | 安佐南4区807号線 | メートル<br>4.00<br>}<br>9.19   | メートル<br>21.85  |

|    |             |                            |                  |
|----|-------------|----------------------------|------------------|
| 市道 | 安佐北2区1119号線 | メートル<br>6.00<br>}<br>10.00 | メートル<br>105.15   |
| 市道 | 安佐北2区1120号線 | メートル<br>4.50<br>}<br>7.60  | メートル<br>63.12    |
| 市道 | 安佐北3区223号線  | メートル<br>5.50<br>}<br>15.80 | メートル<br>668.09   |
| 市道 | 安佐北3区966号線  | メートル<br>4.06<br>}<br>8.00  | メートル<br>38.20    |
| 市道 | 安芸1区664号線   | メートル<br>4.20<br>}<br>9.10  | メートル<br>34.80    |
| 市道 | 安芸2区91号線    | メートル<br>4.90<br>}<br>8.80  | メートル<br>26.20    |
| 市道 | 安芸4区409号線   | メートル<br>6.00<br>}<br>11.60 | メートル<br>31.50    |
| 市道 | 安芸4区410号線   | メートル<br>8.50               | メートル<br>21.50    |
| 市道 | 佐伯2区147号線   | メートル<br>2.80<br>}<br>13.90 | メートル<br>2,393.20 |
| 市道 | 佐伯2区148号線   | メートル<br>2.00<br>}<br>10.80 | メートル<br>88.00    |
| 市道 | 佐伯2区461号線   | メートル<br>2.50<br>}<br>11.00 | メートル<br>686.80   |
| 市道 | 佐伯2区462号線   | メートル<br>5.00<br>}<br>14.00 | メートル<br>51.00    |
| 市道 | 佐伯3区324号線   | メートル<br>4.20<br>}<br>10.00 | メートル<br>36.00    |
| 市道 | 佐伯4区554号線   | メートル<br>6.00<br>}<br>16.40 | メートル<br>62.20    |

広島市告示第114号

平成27年3月11日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年3月11日から同月25日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

| 道路の種類 | 路線名         | 供用開始区間               | 供用開始の期日    |
|-------|-------------|----------------------|------------|
| 市道    | 西4区516号線    | 西区庚午南二丁目16番地4地先      | 平成27年3月11日 |
|       |             | 西区庚午南二丁目15番地地先       |            |
| 市道    | 安佐南3区828号線  | 安佐南区山本一丁目105番地35地先   | 平成27年3月11日 |
|       |             | 安佐南区山本四丁目122番地1地先    |            |
| 市道    | 安佐南3区829号線  | 安佐南区山本新町五丁目513番地1地先  | 平成27年3月11日 |
|       |             | 安佐南区山本新町五丁目521番地13地先 |            |
| 市道    | 安佐南3区830号線  | 安佐南区山本新町五丁目512番地1地先  | 平成27年3月11日 |
|       |             | 安佐南区山本新町五丁目521番地24地先 |            |
| 市道    | 安佐南3区831号線  | 安佐南区山本新町五丁目513番地1地先  | 平成27年3月11日 |
|       |             | 安佐南区山本新町五丁目513番地1地先  |            |
| 市道    | 安佐南3区832号線  | 安佐南区山本新町五丁目514番地13地先 | 平成27年3月11日 |
|       |             | 安佐南区山本新町五丁目512番地12地先 |            |
| 市道    | 安佐南3区833号線  | 安佐南区山本新町五丁目515番地22地先 | 平成27年3月11日 |
|       |             | 安佐南区山本新町五丁目527番地13地先 |            |
| 市道    | 安佐南3区834号線  | 安佐南区山本新町五丁目516番地22地先 | 平成27年3月11日 |
|       |             | 安佐南区山本新町五丁目526番地7地先  |            |
| 市道    | 安佐南3区835号線  | 安佐南区山本新町五丁目517番地22地先 | 平成27年3月11日 |
|       |             | 安佐南区山本新町五丁目525番地15地先 |            |
| 市道    | 安佐南3区836号線  | 安佐南区山本新町五丁目514番地13地先 | 平成27年3月11日 |
|       |             | 安佐南区山本新町五丁目524番地30地先 |            |
| 市道    | 安佐南3区837号線  | 安佐南区山本新町五丁目519番地22地先 | 平成27年3月11日 |
|       |             | 安佐南区山本新町五丁目523番地30地先 |            |
| 市道    | 安佐南4区807号線  | 安佐南区伴中央二丁目3190番地1地先  | 平成27年3月11日 |
|       |             | 安佐南区伴中央一丁目6000番地3地先  |            |
| 市道    | 安佐北2区1119号線 | 安佐北区深川七丁目1092番地4地先   | 平成27年3月11日 |
|       |             | 安佐北区深川七丁目1116番地2地先   |            |

|    |             |                                               |            |
|----|-------------|-----------------------------------------------|------------|
| 市道 | 安佐北2区1120号線 | 安佐北区口田南一丁目414番地21地先<br>安佐北区口田南一丁目414番地21地先    | 平成27年3月11日 |
| 市道 | 安佐北3区223号線  | 安佐北区三入一丁目2088番地3地先<br>安佐北区可部町大字下町屋字叶木404番地1地先 | 平成27年3月11日 |
| 市道 | 安佐北3区966号線  | 安佐北区亀山南三丁目855番地2地先<br>安佐北区亀山南三丁目855番地3地先      | 平成27年3月11日 |
| 市道 | 安芸1区664号線   | 安芸区瀬野一丁目753番地11地先<br>安芸区瀬野一丁目753番地13地先        | 平成27年3月11日 |
| 市道 | 安芸2区91号線    | 安芸区阿戸町字宮之郷2892番地1地先<br>安芸区阿戸町字松原6016番地2地先     | 平成27年3月11日 |
| 市道 | 安芸4区409号線   | 安芸区矢野東三丁目7001番地22地先<br>安芸区矢野東三丁目7001番地32地先    | 平成27年3月11日 |
| 市道 | 安芸4区410号線   | 安芸区矢野東七丁目931番地7地先<br>安芸区矢野東七丁目892番地3地先        | 平成27年3月11日 |
| 市道 | 佐伯2区147号線   | 佐伯区八幡東二丁目753番地5地先<br>佐伯区利松三丁目797番地1地先         | 平成27年3月11日 |
| 市道 | 佐伯2区148号線   | 佐伯区八幡東二丁目749番地2地先<br>佐伯区八幡東二丁目759番地地先         | 平成27年3月11日 |
| 市道 | 佐伯2区461号線   | 佐伯区八幡東一丁目394番地1地先<br>佐伯区八幡東一丁目153番地10地先       | 平成27年3月11日 |
| 市道 | 佐伯3区324号線   | 佐伯区屋代三丁目245番地13地先<br>佐伯区屋代三丁目245番地15地先        | 平成27年3月11日 |
| 市道 | 佐伯4区554号線   | 佐伯区皆賀一丁目58番地1地先<br>佐伯区皆賀一丁目3番地23地先            | 平成27年3月11日 |

広島市告示第115号

平成27年3月11日

道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第17条第1項の規定により、広島高速道路公社が道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年3月11日から同月25日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。



広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名     | 変更区間                                       | 旧新別 | 敷地の幅員               | 敷地の延長   |
|-------|---------|--------------------------------------------|-----|---------------------|---------|
| 県道    | 温品二葉の里線 | 広島市東区二葉の里三丁目186番1地先から広島市東区二葉の里三丁目182番1地先まで | 旧   | 45.00m<br>} 151.00m | 163.00m |
|       |         |                                            | 新   | 25.00m<br>} 36.70m  | 163.00m |

広島市告示第116号

平成27年3月11日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
広島市東区中山北町の276番2の一部、2665番1の一部、2665番2の一部及び2666番の一部
- 開発面積  
2,691.09㎡
- 許可を受けた者の住所及び氏名  
広島市西区楠木町四丁目19番7号  
広島八谷建設株式会社  
代表取締役 八谷 健俊
- 検査済証交付年月日  
平成27年3月11日

広島市告示第117号

平成27年3月12日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の第3項の規定に基づき、広島市稲荷町自転車等駐車場の指定管理者を次のとおり指定したので、広島市自転車等駐車場条例（昭和60年広島市条例第36号）第15条第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 指定に係る公の施設  
広島市稲荷町自転車等駐車場
- 指定の相手方  
広島市西区己斐本町二丁目19番3号  
広島県ビルメンテナンス協同組合
- 指定の期間  
平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

広島市告示第118号

平成27年3月12日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の第3項の規定に基づき、広島市新白鳥駅自転車等駐車場の指定管理者を

次のとおり指定したので、広島市自転車等駐車場条例（昭和60年広島市条例第36号）第15条第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 指定に係る公の施設  
広島市新白鳥駅自転車等駐車場
- 指定の相手方  
広島市中区国泰寺町一丁目4番15号  
一般財団法人広島市都市整備公社
- 指定の期間  
平成27年3月14日から平成30年3月31日まで

広島市告示第119号

平成27年3月13日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示します。

なお、同法第20条第2項の規定により、関係図書を広島市都市整備局都市計画課及び佐伯区役所農林建設部建築課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 都市計画の種類、名称、位置及び区域
  - 種類  
広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画
  - 名称、位置及び区域

| 名 称               | 位置及び区域            |
|-------------------|-------------------|
| 西風新都石内東地区地区計画（変更） | 広島市佐伯区五日市町大字石内の一部 |

- 縦覧場所
  - 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市都市整備局都市計画課
  - 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号 佐伯区役所農林建設部建築課

広島市告示第120号

平成27年3月13日

町の区域の設定等について  
住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第2条第1号に規定する街区方式による住居表示の実施のため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、平成27年8月3日から、別図第1に示す区域をもって別図第2に示すとおり町の区域を新たに設定し、及び別図第1に示す字の区域を別図第2に示すとおり変更し、並びに同年5月1日から、別図第3に示す町及び字の区域を別図第4に示すとおり変更する

ものとする。

広島市長 松井 一 實

